



令和2年11月9日

観光庁

令和2年度地域限定旅行業務取扱管理者試験における 合否判定等のミスについて

1 令和2年10月28日に合格者の発表を行った地域限定旅行業務取扱管理者試験において、合否判定等に係る処理にミスがあったことが判明いたしました。

このミスにより、10名の受験結果に影響がありました。

- (1) 本来合格とすべきところ不合格となった受験者が5名
- (2) 本来不合格とすべきところ合格となった受験者が1名
- (3) 不合格者のうち来年度試験において試験科目の一部免除とすべきところ、その対象としていなかった受験者が4名

いることが判明いたしました。

これらの受験者を含め、関係者の皆様には、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 受験者に対する対応としては、次のとおりとしています。

- (1) 本来合格とすべきところ不合格となった受験者に対しては合格とし、その旨を本人に通知し、お詫びと事情説明を行っております。
- (2) 本来不合格とすべきところ合格となった受験者に対しては不合格とし、その旨を本人に通知し、お詫びと事情説明を行うとともに、本人の意向を確認した上で再試験を行うこととしております。
- (3) 不合格者のうち来年度試験において試験科目の一部免除とすべきところ、その対象としていなかった受験者に対しては、来年度試験において試験科目の一部免除とする旨を本人に通知し、お詫びと事情説明を行うこととしております。

観光庁としては、今回のミスを非常に重く受け止め、二度とこのようなことの生じないよう、再発防止策に取り組む所存です。

問い合わせ先：観光庁参事官（旅行振興）付 神村、山口
代表：03-5253-8111（内線 27-340、27-328）
直通：03-5253-8329 FAX：03-5253-1585

地域限定旅行業務取扱管理者試験について（参考）

○地域限定旅行業について

旅行業法においては、旅行業者が取り扱うことができる旅行業務の実施範囲により、第1種、第2種、第3種、地域限定の区分がある。

このうち、地域限定旅行業は、国内においてその営業所の所在する市町村及びそれに隣接する市町村の区域内（拠点区域内）を範囲として、旅行業務を取り扱うことができる。

○地域限定旅行業務取扱管理者について

旅行業法上、旅行業者等は、営業所ごとに業務の範囲に応じて、①総合旅行業務取扱管理者、②国内旅行業務取扱管理者、③地域限定旅行業務取扱管理者の有資格者を選任し、当該営業所の旅行業務にかかる管理・監督に関する事務を行わせることとなっている。

地域限定旅行業者の場合、営業所に上記①から③のいずれかの有資格者を選任する必要があるところ。

選任する旅行業務取扱管理者の種別 営業所において取り扱う業務範囲	① 総合旅行業務取扱管理者	② 国内旅行業務取扱管理者	③ 地域限定旅行業務取扱管理者
日本全国＋海外	○	×	×
日本全国	○	○	×
地域限定（拠点区域内）	○	○	○

○地域限定旅行業務取扱管理者試験について

平成30年1月施行の改正旅行業法において、地域限定旅行業務取扱管理者試験が創設され、地域限定旅行業者が本試験の合格者を旅行業務取扱管理者として選任できることとなった。

平成30年が第1回目で、本年は3回目となり東京と兵庫の2会場にて実施。

※これまでの同試験の実施状況

	申込者(人)	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
平成30年	203	179	58	32.4%
令和元年	372	324	131	40.4%
令和2年	330	255	106(注)	41.6%(注)

(注) 令和2年10月28日に合格者102人、合格率40.0%で公表したが、今回の合否判定の訂正により

合格者106人、合格率41.6%となった。